

郡国制のその後

—前漢中期から後漢時代の諸侯王と皇帝の関係からみた—

飯田祥子

はじめに

は比較的通説的な郡国制の理解である^②。

今世紀になつて、前漢前期の郡国制の評価をめぐり、新たな見解が提出されてきている。杉村伸一は、当時の状況での地方統治における郡国制の積極的な意義をみとめる。^③一方で阿部幸信は郡国制という発想自体に懷疑を示す^④。秦の郡県制崩壊後に、新たな秩序を再建したはずの漢の地方統治体制とは何だったのか、司馬遷ら前漢武帝期以降の人々の偏見をはなれ、それ自体を理解するための重要な試みである。

しかしながら郡国制とは、長官を派遣する郡県制と王侯を封建する封建制を併用した地方統治の体制である。中国では地方統治のあり方をめぐり、封建と郡県の是非が議論されてきた^⑤。郡国制が両制度を併用したものである以上、漢初の実態と武帝期以降、司馬遷らの評価という限定された枠のなかで郡県制とほとんど相違するものではなくなつてきた」。これ

で検討するには、惜しい問題であるように思われる。

そうはいつても、中国史を通し郡県と封建の問題を検討する力量は持たない。本稿で検討するのは、郡国制が「実質は郡県制とほとんど相違するものではなくなってきた」⁽⁶⁾ そのあと、後漢王朝の滅亡までの約三〇〇年間に存在した同姓諸侯

王国の問題である。標題の「その後」とは呉楚七国の乱、あるいは抑損が徹底したとされる武帝期の後を指す。

いうまでもなく、郡国制の実態が失われたとされるこの時期も、諸侯王は封建されつづけた。数の上では『漢書』地理志には一九王国、『続漢書』郡国志では二〇王国があげられ、王国は全郡国数中二割弱を占める。郡県制が整備され、郡县长官が地方行政を担う体制が整ったこの時期⁽⁷⁾、一定の規模で諸侯王として皇帝一族を地方に配置し続けたという事実は何を意味するのだろう。漢代における皇子封建の意義については理念的・象徴的な意味があつたとされる。理念的・象徴的な意味とは、地方統治の現実においてどのような役割を果たすのだろう。仮に具体的な役割を持たない「おかざり」をいふのだとしたら、そのような状態のまま三〇〇年間も維持されたことの意味を問わねばなるまい。兩漢交替期には様々な変革の試みがなされ、後漢王朝は前漢の制度を選択的に継承

した。一方、後漢光武帝自身は、前漢諸侯王の分族の出身である。光武帝が前漢の諸侯王封建を継承・採用したからには、惰性で維持する「おかげり」以上の意味が郡国制にあつたと考えるのが妥当である。

本稿では前漢中期から後漢末までの中央・皇帝と王国・王の関わり、諸侯王国の位置づけを検討する。考察にあたって、先に後漢時代を取り上げる。後漢の諸侯王については関心も薄いが、前漢とちがい制度上の改編も行われていない分、後漢時代を通した諸侯王というものを把握しやすい。また光武帝の中興により、前漢以来の諸侯王国は解消され、新たに光武帝の近親者が封建された。後漢の諸侯王国とは、光武帝によるリセットをへて純化されたとみることができる。第一節では諸侯王と中央との関わりを整理し、第二節では諸侯王・諸侯王国が地方統治にどのような意味を持つたかを検討する。第三節ではそれをふまえ、前漢中期以降の諸侯王・諸侯王国の状況を検討し、漢代の郡国制の地方統治における意義を見いだしたい。

一 後漢諸侯王の相続状況

後漢の諸侯王は一般に就国が遅い。始封王は父皇帝のみならず、兄弟皇帝の崩御・葬儀後に就国することが慣例化しており⁽¹⁾、地方における帝室の「藩屏」という名目で封建されるにもかかわらず、地方統治よりも中央との関係の方が強いという印象をうける。まずは中央との関係を検討しよう。

諸侯王・諸侯王国の動向に注意して『後漢書』帝紀部分をみると、『史記』『漢書』に比べ、諸侯王の入朝・会見や薨去の記事が多いという印象をうける。実際に帝紀の薨去・相続記事と列伝の記述とともに、後漢諸侯王の在位・相続状況を整理すると、桓帝期あたりまでは、ほぼ問題なく各王国の歴代王の在位年表を作成することが可能である。諸侯王の薨去の記事は概ね帝紀に採用されている。在位年数などは列伝との間に矛盾がないわけではないが、『漢書』と比較しても混乱は少ないように思われる。これは『後漢書』の成立した六朝時代における封建・諸侯王への関心の高さという背景も無視できないが、後漢時代の史書編纂の段階で、諸侯王情報の管理がある程度厳密に行われていたこと、また諸侯王の入朝・

会見・薨去・相続状況について後漢王朝が一定の関心を抱いていたことを反映しているといつてよいだろう。⁽²⁾

王朝と諸侯王との関わりで重要な問題といえば、諸侯王の

相続・繼承問題である。前漢の諸侯王および列侯の相続問題について、牧野翼は「嗣封」と「紹封」の區別を述べている。諸侯王・列侯は実子のみが相続するという原則が厳守され、子の相続は「嗣封」が行われるが、子の無い場合は断絶され、皇帝の特別な恩恵があたえられた場合のみ、孫や兄弟などに「紹封」が許された。⁽³⁾後漢についても子のない場合断絶するという原則は維持されているが、「紹封」は容易に行われ、諸侯王の存続がはかられていたことが指摘され、中央との「親和性」が高く抑損策がとられなかつたためと説明されている。⁽⁴⁾また後漢の諸侯王国は、前漢初期のものにくらべ規模・勢力が小さく、中央に脅威を与えるほどの存在ではないといわれる。⁽⁵⁾

しかし、後漢王朝は諸侯王国の動向に関心を抱き、諸侯王の情報を把握・管理していたことは先に述べた通りである。諸侯王国の存続がはかられた背景も、中央の関心から理解することは可能なのではないか。『後漢書』にみられる諸侯王の封建・薨去・相続情報を別表に整理した。この表をもとに、

後漢諸侯王の相続状況と王朝中央の意図を探ってみよう。

まず表の「相続状況」の項目について説明を加えておきた
い。後漢諸侯王の相続状況を整理すると以下の三つのパター
ンに分類することができる。

「嗣封」……父から嗣子への相続。最も一般的なものである。

「同系紹封」……王が嗣子なく薨去した場合、王の兄弟なり、
兄弟の子なりが後継者となる、いわゆる「紹封」である。同
じ王家の分族が「紹封」するなどして、本稿では仮にこ
う名付けた。

「別系紹封」……同じく「紹封」であるが、薨去した王の
後継者として、別の諸侯王の子弟がたてられる場合である。
同じ王家から後継をたてる「同系紹封」と区別してこう呼ん
でおく。

本文中では、「同系」「別系」を区別しない場合、まとめて「紹
封」という言葉を使う。また、表では便宜上、始封王の場合
は「相続状況」の項目に「始封」と入れた。

さて、後漢諸侯王の相続状況を分析すると、確かに前漢よ
りも「紹封」は多いものの、それなりの絶余曲折と時々の政
治的判断の結果、「紹封」が容易という状況が生じたことが
浮かび上がってくる。

光武帝・明帝・章帝の治世には「紹封」は行われていない。

最初に諸侯王が封建されてから約六〇年間、三帝の治世に絶
えた諸侯王は、始封王で後継なく薨去したもの、あるいは叛
逆行為の懲罰として国除・貶位されたもののみ。「紹封」が
行われる余地はなく、後漢王朝に、この時点で恩恵的に「紹
封」を行うという発想が存在したかすら疑わしい。

和帝永元二年（九〇）、後漢では最初の「紹封」が実施される。

（五月）丙辰、皇弟寿を封じて济北王と為し、開を河間

王と為し、淑を城陽王と為す。故淮陽王暭の子側を紹封

して常山王と為す。

（同）丁卯、故斉王晃の子無忌を紹封して斉王と為し、
北海王睦の子威を北海王と為す。〔後漢書〕卷四孝和帝
紀^㉔

常山王側は章和元年（八七）に薨じた章帝の弟淮陽王暭の子。
淮陽王暭は子がありながら、「未だ嗣を立てるに及ば」なかつ
たため、章帝は弟の王国を断絶させざるを得なかつたようだ
ある（〔後漢書〕卷五十孝明八王列伝・淮陽王）。斉・北海両
王は、光武帝の兄伯升の二子の系統にあたる。北海王は三代
王基が章帝元和三年（八六）に薨去したが、「子無し。肅宗
之を憐れみて、其の国を除かず。」（〔後漢書〕卷十四宗室四

王三侯列伝・北海王）と、新王はたてられないものの国除されず、王国は存続していた。齊王は章和元年（八七）、王一家の間で誣告事件をおこし、列侯におとされていた。「（章）帝は伯升の大業を首創し、而るに後嗣は罪もて廢さるるを以て、心に常に之を愍む。」と齊王国のことを心にとめていた。その後「崩するに及び、遺詔して二國を復さしむ。」（『後漢書』卷十四宗室四王三侯列伝・齊王）と章帝の遺志をうけ、和帝即位後「紹封」が行われた。齊・北海王の紹封に先立つ同月の常山王の紹封については、章帝の遺志云々の記述はみられないが、同日には章帝の遺児の封建も行われている。亡き父章帝の遺志をうけ、孝子和帝と皇太后竇氏が諸侯王に恩恵を与え「親親」と「継絶」を実現するという図式であろう。

ちなみに北海王に対する「子無し。肅宗之を憐れみて、其の國を除かず。」という措置により、王がいないにもかかわらず王国が存在するという状況が生じている。奇妙に思われるが、王の遺族に対する皇帝からの配慮としてとられたのである。永平十三年（七〇）の楚王英の叛逆事件では、明帝は英本人を廢位したものの、「楚太后は靈縿を上せしむなく、留めて楚宮に住まわしむ。」（『後漢書』卷四十二光武十王列伝・楚王）と英の生母許太后（光武許美人）の地位を保障してい

る。北海王の場合、王なきままに王国を存続させるという措置によつて、北海王一族は地位や経済基盤を保つことが可能になる。皇帝から王の一族への優遇、「親親」と考えられる。同時に、この状態を三年ほども続けたことから、章帝期の段階では嗣子なく絶えた王を「紹封」で継承させるという手段は、容易にはとられなかつたことがわかる。

その後、「紹封」はよく行われた。和帝期では永元五年（九三）に阜陵王、九年（九七）に梁成王、十五年（一〇三）に再び常山王が「紹封」されている。和帝期に絶えた王は他に三。幼少のうちに薨去したらしい始封王の城陽・広宗王、永元八年（九六）に「罪有りて自殺した」北海王威があるが、これらは「紹封」されていない。和帝期の段階では、嗣子がなくとも罪がなければ、兄弟などを対象に「紹封」することは一般化していた可能性がある。

「別系紹封」が出現するのは安帝期である。その第一号事例は永初四年（一一〇）を始年とする清河恭王延平である。

（永初二年四月）甲申、清河王虎威薨す。五月丙申、梁安王寵の子延平を封じて清河王と為す。（『後漢書』卷五

安帝紀）

清河王虎威とは、孝王慶の子、安帝の弟。孝王慶は章帝の子

で和帝の兄、一時期皇太子にたてられていたが、竇皇后（章帝皇后）らの意向により廢されて清河王となつた。子には少なくとも祜（安帝）・虎威・常保の三男があつたが、祜が鄧氏により殤帝のあとに擁立され、虎威が清河王を繼承する。常保は永初元年（一〇七）に「帝弟」として広川王にたてられていて、虎威より先に薨じていた。「弟が幼くして薨去し、安帝が出自した清河王家は後繼者を失つたようだ。孝王慶は現皇帝の実父でありながら、王国の後繼者・祭祀の繼承者をなくしてしまう。そこで虎威の薨去後、ただちに孝王慶亦た子無し。鄧太后復た楽安王龍の子延平が清河王にたてられた。清河王の伝には「（愍王）虎威立ちて三年して薨じ、亦た子無し。鄧太后復た楽安王龍の子延平を立てて清河王と為す。」（『後漢書』卷五十五章帝八王伝・清河王）とあり、清河王の「紹封」は安帝の擁立とおなじく鄧氏によるものであつた。

永寧元年（一一〇）には三王が「紹封」された。

（永寧元年四月）己巳、陳王羨の子崇を紹封して陳王と為し、濟北王の子寔を樂成王と為し、河間王の子翼を平原王と為す。（『後漢書』卷五安帝紀）

陳王は先王の父の兄弟への「同系紹封」、樂成王・平原王は「別

系紹封」である。樂成王は明帝皇子系諸侯王を章帝皇子系の濟北王子が「別系紹封」する。平原王は和帝から出た唯一の諸侯王で、殤帝の兄である平原王勝にはじまる。勝は「少くして痼疾有」（『後漢書』卷五十五章帝八王伝・平原王）つたため、皇帝位繼承から外されていたが、永初七年（一一三）に後嗣なく薨去したあとも「鄧太后樂安夷王寵の子得を立て平原王と為し、勝の後を奉ぜしむ。」（『後漢書』卷五十五章帝八王伝・平原王）と後繼のない始封王としては例外的に「紹封」がなされていた。永寧元年の「紹封」は得の薨去をうけたもので「得立ちて六年して薨じ、子無し。永寧元年、太后又た河間王開の子都鄉侯翼を立てて平原王の嗣と為す。」（『後漢書』卷五十五章帝八王伝・平原王）とやはり鄧太后による。鄧太后の崩御、鄧氏の失脚と前後して、樂成王寔・平原王翼の二人は罪に問われて列侯におとされた。この二件の「別系紹封」は、外戚鄧氏の力と意志を背景に行われたものである。安帝の子順帝の治世には「別系紹封」は全く行われていなかい。後嗣なく絶えた三王国は順調に先王の兄弟へ（濟南・梁）、先王の父の兄弟へ（濟北）と「同系紹封」が行われている。梁夷王成の場合、匡立ちて十一年にして薨じ、子無し。順帝匡の弟孝陽亭

侯成を封じて梁王と為す。〔後漢書〕卷五十孝明八王列

伝・梁王)

と列伝に「國絕」の文字は入らず、順帝紀には成の「紹封」記事はみられない。兄弟への繼承は問題なく行われた可能性がある。

河間王系の列侯より外戚梁氏に擁立された桓帝の治世には、三件の「別系紹封」が行われた。

（建和元年）秋七月、勃海王鴻薨す。帝弟蠡吾侯悝を立てて勃海王と為す。〔後漢書〕卷七孝桓帝紀）

勃海孝王鴻は章帝皇子系の諸侯王で、その子續が帝位につき（質帝）、後嗣を失い絶えたようだ。「子無し。〔梁〕太后桓帝の弟蠡吾侯悝を立てて勃海王と為し、鴻の祀を奉ぜしむ。」

〔後漢書〕卷五十五章帝八王伝・千乘王）と梁太后により、質帝の出自した勃海王の後継を理由に「別系紹封」が行われた。安帝期の清河王を前例としたのであろうが、質帝はすでに弑され、安帝父清河王の場合とは状況が異なる。むしろ列侯の子にすぎない桓帝の兄弟に王位をあたえるため、ちょうどよく空いた王のポストの「紹封」を名目にしたのではない

か。

他の二例もやはり河間王系の王子に「別系紹封」させたも

のである。

（建和二年）六月、清河を改めて甘陵と為し、安平王得の子經侯理を立てて甘陵王と為す。〔後漢書〕卷七孝桓帝紀）

（延熹四年四月）甲寅、河間王開の子博を封じて任城王と為す。〔後漢書〕卷七孝桓帝紀）

任城王は元嘉元年（一五一）に絶えたものを延熹四年（一六二）になつて「別系紹封」している。甘陵王となつた安平王子理もふくめて、三人とも桓帝と同じ河間王系である。

表では「同系紹封」とした平原王碩は桓帝の弟。

（建和二年）夏四月丙子、帝弟碩を封じて平原王と為し、孝崇皇の祀を奉ぜしむ。〔後漢書〕卷七孝桓帝紀）

「孝崇皇」とは桓帝ら兄弟の父蠡吾侯翼。河間孝王の子で、鄧太后臨朝期に「別系紹封」により平原王となつたが、その後列侯に貶された。列侯で終つた桓帝の父に尊号を奉り、弟には「紹封」により王位をあたえている。桓帝期の三件の「別系紹封」と同様、絶えた王・王国側のためというよりも、桓帝の地位を格上げし正統性を高める、あるいは桓帝の出自した河間王系を他の系統よりも優遇し、優越させるため、「紹封」を利用したのではないか。^(注)

靈帝期以降は帝紀の薨去記事、列伝の在位年数等の記載が欠ける場合が多く、相続状況を厳密に分析することはできない。記録の欠落により「嗣封」とした中に「紹封」の例が混入している可能性は考えられる。ただ熹平四年（一七五）に任城王を「別系紹封」したのも河間王の系統であるし、表では

「始封」としたが熹平三年（一七四）に孝仁皇（靈帝父）のため設定された濟南王も河間王子からたてられた。これらは桓帝期の河間王系を尊重する流れを継承しているとみてよいであろう。

逆に「紹封」が行われない、あるいは行われるまでに時間の空いた例をみてみよう。北海王は和帝永元八年（九六）に王威が「罪有りて自殺」し、「紹封」が行われたのは安帝永初元年（一〇七）。一〇年の空白がある。

永初元年、鄧太后復た（敬王）睦の孫寿光侯普を封じて北海王と為す。〔後漢書〕卷十四宗室四王三侯列伝・北海王（海王）

威の自殺後、「紹封」までに時間が空いたのは、「有罪」ゆえに「紹封」に値しないとみなされたのではないか。楚王英や

広陵王荊が明帝期に事件をおこして自殺した後、子孫が存在しても「紹封」がなされなかつたのと同様である。和帝・殤

帝の死後、外藩から迎えられた安帝が即位して間もない時期に、鄧太后が北海王を「紹封」させた。これには政治的な意味が認められる。皇太后は幼い皇帝にかわり、皇帝血縁の諸侯王に対し「紹封」を行うことによつて「親親」「繼絶」の徳をしめしたのである。

延熹四年（一六一）の任城王の「別系紹封」も、節王崇が元嘉元年（一五一）に薨去してから九年の空白がある。この空白と延熹四年の「紹封」の背景は推測しがたいが、「別系紹封」により任城王となつたのは、先にもふれたように河間王子であり、桓帝にはオジにあたる人物である。

濟南王は桓帝永興元年（一五三）に絶え「紹封」されることはなかつた。^㉔濟南王は光武帝皇子にはじまり四世代五王にわたり存続し、王の兄弟が多く列侯に封ぜられている。濟南王の血統がこの時期に一人残らず死に絶えて、「同系紹封」にふさわしい人物が全くいなかつたとは考えがたい。これらの事例から「紹封」が実施されるか否かは、あくまで中央の都合によるものであつたと考えられる。

後漢時代の相続状況・「紹封」事例から、諸侯王と中央の関係にどのような特色を見出すことができるだろうか。

後漢では諸侯王国と中央の親和性が高く、相続の規制が緩

められ、「紹封」が容易に行われ、王国の存続がはかられるとされてきた。確かに前漢と比較して「紹封」は頻繁に行われ、「同系紹封」は規制が緩められ、「国絶」の時期が存在しないような場合もあった。

しかし、「同系紹封」がはじめて実施されたのは、和帝初期のことだった。章帝の早世、十歳の和帝の即位により、後漢王朝でははじめて皇太后と外戚が権力を掌握する事態が発生した。臨朝称制を行う皇太后と外戚は、先帝の遺志を継承する立場と、諸侯王ら劉氏との親和的な関係をアピールする必要がある。諸侯王に恩惠をあたえ「親親」と「継絶」を実現する「紹封」は、漢朝をささえ、劉氏との関係を尊重する姿勢を強調する絶好の政治的行為であつたと考えられる。「別系紹封」にいたつては、外藩より即いた皇帝の治世にのみ行われた。外戚、あるいは皇帝自身の意志によつて、「紹封」者は選択されている。後漢の「紹封」とは、「親和的」な関係から行わたったというよりも、皇帝や皇太后だけが用いることのできる政治的な道具であり、それぞれの正統性をアピールするための「カード」として利用されていたとみるべきである。

そもそも後漢王朝では中期以降、幼帝が即位しては年若く

後継を得られないまま崩御するという事態が頻発した。皇帝にかわり中枢を担つた外戚にとって、皇帝候補の確保は重要な課題となる。王朝を存続させ、政権運営を安定させるために、諸侯王にはふさわしい皇帝候補者を生産させねばならない。少なくとも後漢中期以降の外戚擅権期において「紹封」が多く行われ、諸侯王の存続がはかられていた背景にはこのような条件があるだろう。^㉓

以上、諸侯王の相続状況について、背景となる政治史の流れを視野にいれ検討した。後漢においても諸侯王の存在が重要課題となりえたことは示せたであろう。しかしこ本稿の主題は、諸侯王自身ではなく、郡国制である。次節では、後漢の諸侯王と中央の関わりから地方統治における郡国制の意義を検討したい。

二 後漢諸侯王と中央

皇太后臨朝称制期に「紹封」が積極的に行われ、諸侯王の存続がはかられたといつても、外戚が個別の諸侯王の協力を求めて、王を「紹封」でたてたり、優遇したとは考えがたい。すでに前漢景帝・武帝期の段階で諸侯王は王国の行政から切

り離され班固は諸侯王を「勢は富室と異なるなし」（『漢書』卷十四諸侯王表）という。明帝期の東平憲王蒼を除き、中央で官職を得て活躍した人物はいないし、諸侯王は事件をおこしたところで反乱といえるほどのものではなく、後漢諸侯王当人は地方においても中央においても政治力・軍事力をほとんど持たないことはいうまでもない。

それでも皇帝や外戚にとって「紹封」が意味のある政治的な行為となつたのは、諸侯王と皇帝・外戚の関係が社会から関心を持たれる事柄であつたためと予想される。

桓・靈帝期の勃海王悝は、兄桓帝の即位により勃海王を「別系紹封」したが、謀反事件をおこし慶陶一県の王におとされ、桓帝の遺詔によつて勃海王に復位するものの、宦官に陥れられ自殺した人物である。悝は謀反事件をおこす以前から不法行為が目立つたという。見かねて史弼は桓帝に封事を上奏した。

結局この上奏は「其の事を下すに忍びず」という桓帝の意志によって、実現されなかつた。しかし不良諸侯王一人を処罰するのに、このように回りくどい手段を使えと史弼はいう。そのように「聖朝」（皇帝）の「傷親の譏」は避けねばならないことであつた。

諸侯王の人格的な問題には、皇帝自身が責任を負うと意識される。安帝期に楽成王を「紹封」した蔓は、就国後不法行為のため列侯に貶されたが、安帝は詔に

朕則哲の明なく、簡統失序を致し、以て大姫を尉承するなく、増懷永歎せしむ。（『後漢書』卷五十孝明八王列伝・

樂成王）

と、不適切な人物を「紹封」し、先王の未亡人をいつそう悲しませたことを自らの責任としている。

人格の優れた諸侯王にはどうするだらうか。順帝期から桓帝期にかけて在位した東海孝王臻は「性敦厚にして恩有り、乞う臣の奏を露し、百僚に宣示し、臣をして清朝に其の

失を明言するを得しめ、然る後に公卿に詔して其の法に平処せしめん。法決し罪定まれば、乃ち忍びざるの詔を下さん。臣は下に固執し、然る後に少許す所有り。是の如くせば則ち聖朝は傷親の譏なく、勃海は享国の慶有らん。（『後漢書』卷六十四史弼列伝）

常に租秩を分かちて諸父昆弟に賑給す」という人物であった。

國相籍褒具に状を以て聞し、順帝之を美し、大將軍・三公・大鴻臚に制詔して曰く「東海王臻は近蕃の尊を以て、少くして王爵を襲い、多福を膺受し、未だ艱難を知らず。

而れども能く克^己率礼して、孝敬は自然たり。事親に愛

を尽くし、送終に哀を竭し、儀を降して士に従い、寢苦する^{〔三〕}こと三年。兄弟を和睦し、孤弱を恤養し、至孝純備、仁義兼弘たり。朕甚だ焉を嘉す。夫れ善を勧め俗を厲し、國の先とする所と為れ。」（後漢書）卷四十二光武十王列伝・東海王）

順帝は美德を備え、一族に恩恵をあたえる王を褒め称える。

王が漢王朝の重視する孝を実践し、「国」の良き手本となる

ことを期待し、皇帝は顕彰を行つたのである。

諸侯王の行動に対する顕彰は他にもみられる。例えば章帝期から順帝期まで在位した東平孝王敵は

敵は母を娶るに至孝、國相陳珍其の行狀を上す。永寧

元年、鄧太后邑五千戸を増す。（後漢書）卷四十二光武

十王列伝・東平王）

とされ、「至孝」ゆえに増封をうけた。このほかに先の東海孝王臻が順帝期に五千戸^{〔四〕}、濟北孝王次が桓帝建和元年

（一四七）に五千戸^{〔五〕}、任城王博が桓帝期に三千戸^{〔六〕}といずれも「孝」に関連して増封をうけている。後漢時代を通して、始封王を除き諸侯王が増封されたのはこれら四件のみであり、諸侯王の行動のなかで「孝」は中央から高く評価され、顕彰の対象となつていた。

「不孝」を理由に懲罰をうけたものに先の梁成王震がある。安帝紀注の引く『続漢書』には「輕慢不孝に坐」して貶位された^{〔七〕}とある。章帝期に母と誣告事件をおこし貶位された齊王兄弟についても、章帝は「（齊王）晃、（齊王弟利侯）剛は至行を愆り、大倫を濁す。甫刑三千、不孝に大なるはなし。」（後漢書）卷十四宗室四王三侯列伝・齊王）と「不孝」を問題にしている。

そのほかにも父王の喪中の不品行や女性問題に端を発した悪行^{〔八〕}によつて削地されたものは多い。子どもとの関係も問題になるようで、王子の自殺を機に國相から誣告されたもの、後継問題がこじれ王本人に処理能力がないため皇帝の命令で問題解決がなされた場合もある。王自身に問題があり皇帝の命令で夫人などに王家を切り盛りさせたという例^{〔九〕}もある。

中央は諸侯王の家庭問題に強い関心をもつていた。後漢王朝が「孝」や家族道德を尊重したことからすれば、親族であ

る諸侯王の「孝」問題に皇帝が敏感であったのは当然のことであるし、諸侯王を封建するのは皇帝である以上、王の人格も含めて皇帝に責任があるとされるのももつともである。しかしそれ以上に、「傷親の譏」（『後漢書』卷六十四史弼列伝）を考慮しつつ行う懲罰、「国の先とする所と為」（『後漢書』卷四十二光武十王列伝・東海王）ることを期待した顕彰とは、皇帝個人と諸侯王当人だけの問題ではなく、政治的な行為である。善行には積極的な顕彰を行い、悪行には厳しい法的处罚を下しつつも、罪一等を減じ、厳正な賞罰と皇帝の温情が示される。身内である諸侯王への賞罰を通して、皇帝は国家が尊重する善惡道德・価値觀をアピールしていたのである。

アピールの実効性を検証するのは困難であるが、諸侯王に

対して後漢の人々、特に王国の住民たちは注目していたらしく、「国の先とする所と為」るにふさわしい条件はあつたようだ。吏民が王に敬意をよせたという記事がみられる。光武帝の子沛獻王輔は「矜嚴にして法度有り、経書を好み、善く

京氏易・孝經・論語伝及び國識を説き、五經論を作り、時に之を号して沛王通論と曰う。國に在りては謹節にして、終始一の如し。称して賢王と為す。」（『後漢書』卷四十二光武十王列伝・沛王）とされる。明帝の子彭城靖王恭は就国後「恭^{〔13〕}

敦厚にして威重く、舉動節度有り、吏人之を敬愛す。」その曾孫孝王和も「賢を敬い施を樂み、國中之を愛」（『後漢書』卷五十孝明八王列伝・彭城王）した。章帝の子河間孝王開は就国後、「法度を奉遵し、吏人之を敬う」（『後漢書』卷五十五章帝八王伝・河間王）という。地方行政制度上、すでに王国は郡と同一化され、諸侯王は何の権限も持たず、何の役にも立たない、租税を消費するだけの存在である。にもかかわらず、諸侯王は王国の吏民から「敬」「愛」と表現される心情がよせられた。

先にもあげた勃海王悝は「至親の属に憑り、偏私の愛に恃み、奉上の節を失い、僭慢の心有」（『後漢書』卷六十四史弼列伝）る不良諸侯王だが、宦官に陥れられ、本人は自殺、その「妃妾十一人、子女七十人、伎女二十四人、皆獄中に死し、傅相以下は王の不忠を輔導すべきを以て悉く誅に伏す。」という末路は「衆庶之を憐れまざるなし。」（『後漢書』卷五十五章帝八王伝・千乘王）とされる。

このような「吏民」「衆庶」の諸侯王へ「敬」「愛」「憐」の心情からすれば、皇帝が「傷親の譏」を危惧し、「国の先とする所と為」ることを期待して賞罰をあたえ、または「親親」「敬絶」の恩徳を示すため「紹封」を行つたのはうなづける。

諸侯王と皇帝のまわりには彼らの関係に注目する人々の視線が存在していた。それを意識して後漢王朝は諸侯王に様々な措置を実施していたのである。

たとえば『続漢書』輿服志上には皇帝から百官までの車馬・

服装・印綬の規定がみられる。諸侯王に対する規定もふくまれるが、これは皇帝の威儀を模して、一等格下げしたものであるといつてよい。^(註) また特定の諸侯王には、特別待遇として規定をこえ天子と同格の威儀をあたえることがある。

（建武）二十八年、（東海恭王彊）就国す。……虎賁・旄頭を賜い、宮殿は鍾虜の県を設け、乘輿に擬す。（『後漢書』卷四十二光武十王列伝・東海王^(註)

永平二年冬、諸王來りて辟雍に会す。事畢りて帰蕃するに、（中山簡王）焉に詔して俱に就国せしむ。従えるに虎賁の官騎を以てす。（『後漢書』卷四十二光武十王列伝・中山王）

東海王は廢太子ゆえの特例であるが、皇帝から百官までが取るべき威儀が事細かに規定されていた社会において、諸侯王にあたえられた威儀の持つ視覚的効果は大きい。さらに特定の諸侯王のみに許可された皇帝専用の威儀の持つ効果は絶大であつたろう。

諸侯王の葬儀や陵墓建設も同様の意味をみとめることができ。諸侯王の葬儀については『続漢書』礼儀志下にその規定がみえ、ふさわしい礼が定められている。東海恭王彊の薨去の際には

司空をして持節して喪事を護せしめ、大鴻臚は副たり。宗正・將作大匠は喪事を視、贈るに殊礼を以てし、升龍旗頭・鸞輶・竜旛・虎賁百人。（『後漢書』卷四十二光武十王列伝・東海王^(註)

と天子の礼を模した葬儀がおこなわれた。^(註) 殊礼があたえられなくとも、諸侯王の葬儀が中央からの支援のもとに當まれたことは

中興自り和帝の時に至るまで、皇子の始封せられて薨ずるものは、皆賄錢三千万、布三万匹。嗣王の薨ずるは賄錢千万、布万匹。（『後漢書』卷四十二光武十王列伝・中山王）

にみえる。中央は威信をかけて諸侯王にふさわしい格式の葬儀を宮ませた。^(註) 中央の意志により、諸侯王は生前も死後も皇帝に似た威儀をまとい王国内で存在していたのである。王国内の地方官に対しても、他の官吏とは一等格上の威儀があたえられていた。『続漢書』輿服志上の「公卿以下至県

三百石長導從」の項目には

長安・雒陽の令及び王国都県は前後の兵車を加う。(『続

漢書』輿服志上)

とある。王国の「都県」、すなわち王国の「首都」の令長には、長安・雒陽の令と等しく「兵車」が加えられた。すでに王国の領域は縮小し、一国の首都としての政治上の機能を持つわけでも、百官といえるほどの官僚が在住するわけでもない。地方の一都県に過ぎないにもかかわらず、一般の县はもちろん、郡の都県にもない特別の格があたえられ、首都雒陽・旧都長安の県令と同格の威儀を示すことが規定されている。

このように諸侯王自身と王国首都には、皇帝と漢朝首都に類似した可視的な威儀があたえられていた。諸侯王・王国に相応の威儀があたえられるのは、皇帝からの「親親」の配慮という側面がある。だが視覚的威儀は、周囲を圧倒し、中央・皇帝の力や権威をアピールする性質を持つだろう。諸侯王は就国後、自国内で日常的に皇帝の似姿を示し、皇帝にかわつて漢王朝の威信を見せつけていたのである。すなわち諸侯王とは、皇帝の威儀を表現する似姿である。諸侯王は皇帝に代り、皇帝の権威を地方で表現する仲介者の役割を担っていた。このような役割は、どれだけ郡県の地方行政組織が発達整備

されようとも、長吏には代替しえない。郡県の地方行政機構とは質を異にして、諸侯王は漢王朝の地方統治に関わっていだとみることができる。

後漢末期、太平道の張角は黄巾の乱をおこし、漢朝の支配を否定した。このとき張角に呼応した人々は諸侯王を標的にした。

中平元年春二月、鉅鹿人張角黄天を自称し、其の部帥三十六方有り、皆な黄巾を著し、同日にて反叛す。安平・甘陵の人各々其の王を執えて以て之に応ず。(『後漢書』卷八孝靈帝紀)

京師での蜂起も計画していた黄巾にとって、郡県の長吏ではなく、諸侯王こそが漢王朝の支配体制の象徴と意識されたのである。^④

同時にこの混乱のひろがる時代に諸侯王が求心力を持つこともありえた。靈帝期に在位した陳愍王寵は「弩射」を得意とした。

中平中、黃巾賊起、郡縣皆城を奔て走るも、寵は彊弩數千張有り、出でて都亭に軍す。国人素より王の射を善くするを聞き敢て反叛せず。故に陳独り完きを得、百姓の之に帰する者衆十余万人。(『後漢書』卷五十孝明八王列

伝・陳王)

漢王朝の秩序が危機にある中、諸侯王当人の技量によつて陳国は安定を保ち、周囲のよりどころとなつたといふ。

桓帝初期に発生した清河王蒜擁立事件も、あるいは諸侯王の地域に対する求心力が暴走したものであるかも知れない。

桓帝建和元年（一四七）十一月

清河の劉文反き、國相射嵩を殺し、清河王蒜を立てて天子と為さんと欲す。事覺れ誅に伏す。（『後漢書』卷七孝桓帝紀）

という事件がおこる。列伝には

（劉文は）清河王當に天下を統ぶべしと訛言し、共に蒜を立てんと欲す。事發覺し、文等遂に清河相射嵩を劫し、將に王宮の司馬門に至らんとして曰く「當に王を立てて天子と為し、嵩を公と為すべし。」と。嵩聽さず。（『後漢書』卷五十五章帝八王伝・清河王）

皇帝候補にあげられていながら、外戚梁氏の思惑で二度ともしりぞけられた人物である。劉文が何者であるかは知りがたいが、幼少の皇帝が外戚の都合で選ばれては崩御してゆく不安な時期に、劉氏の血統という条件をそなえ、人柄すぐれた地元の王に対する王国の吏民の期待がこの事件には影響しているようと思われる。

獻帝が董卓によつて閼中にうつされ、その生死すら知り得ないなか、幽州牧の地位にあつた宗室の劉虞を擁立しようという動きがあつた。

（初平）二年、冀州刺史韓馥・渤海太守袁紹及び山東諸將議す。以えらく朝廷は幼冲にして、董卓に逼られ、閼塞に遠隔せられ、存否を知らず。虞の宗室の長者なるを以て、立てて主と為さんと欲す。（『後漢書』卷七十三劉虞列伝）

劉虞は宗室とはいへ、一般の官僚に過ぎないが、政権が混乱状況にあるなかで、劉氏宗室の出自を理由に皇帝にかわる存在として期待を集めた。

以上のように後漢の諸侯王とは、軍事上・行政上の機能を持たないにもかかわらず、地域の人々の注目をあつめ求心力をもち、漢朝・皇帝の権威を仲介した。それゆえに中央は諸長高明にして徳有る」（『後漢書』卷六十三李固列伝）として

侯王の「紹封」を政治的アピールとして利用したのである。

については、王莽が意図的に行っていたことが

この性質は後漢の末期まで認められる。郡県の機構・長吏による地方行政制度が整った時代においても、地方に諸侯王として皇帝の血縁者が封建され、就国することの意義は健在であった。それゆえに後漢時代も、地方統治制度として郡国制の「國」の部分は一定の役割を果たしていたということができる。

そもそも兩漢交替期には各地の劉氏が反乱集団の核となつていた。光武帝の集団が広い支持を得たのは、前漢を受け継ぐ劉氏の一員であることも大きい。後漢末期に諸侯王や劉氏の血統に寄せられた期待は前漢にも共通する、いやむしろ前漢を継承する可能性が高い。節を改めて武帝期以降を中心に、前漢の諸侯王もまた中央と地方、皇帝と在地とつなぐ仲介者であつたことをみておこう。

そもそも兩漢交替期には各地の劉氏が反乱集団の核となつていていた。光武帝の集団が広い支持を得たのは、前漢を受け継ぐ劉氏の一員であることも大きい。後漢末期に諸侯王や劉氏の血統に寄せられた期待は前漢にも共通する、いやむしろ前漢を継承する可能性が高い。節を改めて武帝期以降を中心に、前漢の諸侯王もまた中央と地方、皇帝と在地とつなぐ仲介者であつたことをみておこう。

皇帝と諸侯王の関係、それに対する周囲の関心という面でも、後漢と共通する性質が認められる。吳楚七国の乱（景帝前三・前一五四）、淮南・衡山王の謀反事件（武帝元狩元年・前一二二）以降、王国の勢力はそが落とされたと言つても、諸侯王は皇帝にとつて危険な存在となりえたことにかわりなく、諸侯王はしばしば不穏な事件をおこしている。傅・相には監視の任務が課せられてはいるが、彼らにも容易には制御できず、「王国吏」をリスクの高い官職であると考えるもうらおり、前漢を通して諸侯王の存在感、王国の特殊性は意識されており、緊張関係がなくなることはなかつた。

しかし緊張関係があるにもかかわらず、諸侯王は皇帝との関係により守られていたのも事実である。武帝期あたりまで前漢時代の諸侯王への政策といえども抑撫策の類が中心で、後漢のように意図的に諸侯王の存在を政治的に利用してゆくという姿勢は積極的ではないようである。それでも「紹封」

政を乗り、滅を興し絶を繼がんとし、（江都王）建の弟盱眙侯子の宮を立てて廣陵王と為し、易王の後を奉ぜしむ。（『漢書』卷五十三景十三王伝・江都王）

などより知られる。『漢書』で班固が「興滅繼絕」という表現をとるように、王莽は絶えた王を復興させ、自らの徳をアピールしたのである。

（江都王）絶えて百二十一年、平帝の時、新都侯王莽は

盱眙侯子の宮を立てて廣陵王と為し、易王の後を奉ぜしむ。（『漢書』卷五十三景十三王伝・江都王）

中央は諸侯王に強い警戒心を抱き、スキあらばその力を削が

王伝・梁王

んとしたという印象があるが、諸侯王の叛逆・不法を处罚するにあたり、皇帝が「不忍」として有司の求刑をしりぞけた

諸侯王の醜聞を「天下」に暴き立てるのは、皇帝自身にとつても好ましくないという。

例は枚挙にいとまがない。このような態度が皇帝の本心であるかはともかく、前漢王朝においても皇帝の諸侯王に対する態度は「親親」であるべきという建て前が存在したこととは否定できない。実際の事件をみてみよう。

武帝期、主父偃は燕王の「陰事」を暴き、齊相となつて齊王を自殺に、齊国を国除に追い込んだ。ついに武帝の怒りをかい、公孫弘の

下巖安伝

と諸侯王国が郡に比して小さいことに危機感をうつたえる。哀帝期には外戚王氏が強く宗室諸侯が弱いという状況に、杜業は

五十二
齊悼惠王世家

「天下の望」と表現される。成帝永始中には梁王立が「淫乱事」によって告発された。この時太中大夫谷永は有司が一件を厳

王曰極を世よにして日は久しく
朝は骨體の目無く
室諸侯は微弱にして、繫囚と異なる無し。〔漢書〕

六十杜周伝・杜業

と憂えている。

しく取り調べることに反対し、以下のようにならる。

前漢中期以降においても、中央・皇帝は諸侯王を尊重し親和的な態度をとるべきという認識が存在していた。後漢時代であれば儒教的倫理観の浸透ゆえにという解釈が可能である。^(註)実際に王莽の「興滅繼絕」は、この時期の政治における

儒教の影響力の高まりと関連する動きととらえるのが妥当であろう。しかし以下の事例を視野に入れた場合、皇帝・諸侯王間の「親親」を是とする意識は、より広く社会一般に共有され、儒教的倫理観の枠に止まらないと理解するべきである。ように思われる。武帝晩年（征和二年・前九一）、武帝の寵臣江充に巫蠱の濡れ衣を着せられた戾太子が兵を挙げ、敗れて逃亡、最終的に自殺するという事件がおこった。この時、壺闕三老茂なる人物は太子をとりなし、太子をはめた江充こそ信用ならない人物だとのべる。

往者に江充の趙太子を讒殺するは、天下聞かざるなく、其の罪固より宜なり。（『漢書』卷六十三武五子伝・戾太子）先に武帝の兄趙王彭祖の太子の醜聞を暴き立てた江充の悪名は「天下」に知れわたつてゐる。主父偃の一件でも、公孫弘は「天下」を意識していた。皇帝と諸侯王の関係は「天下」から見つめられてゐると認識されていた。

遡つて景帝中二年（前一四八）、廢太子臨江閥王榮が罪を犯し、京師に出頭させられた時のエピソードがある。

榮は行かんとして、江陵の北門に祖す。既已にして車に上るや、軸折れ車廢す。江陵の父老流涕して窃かに言ひて曰く「吾が王は反らず。」と。榮至りて、中尉の府に

詣して簿す。中尉郅都は王を責訊し、王恐れ自殺す。藍田に葬る。燕數万土を銜えて冢上に置き、百姓之を憐れむ。（『史記』卷五十九五宗世家・臨江王）

悲運の「吾王」へ寄せる江陵の父老の心情、非業の死を遂げた王への百姓の同情がみられる。さらに遡れば文帝期、文帝が弟の淮南厲王長を廃し、餓死に追いやつた時、民は「一尺の布、尚お縫う可く、一斗の粟、尚お春く可し。兄弟二人相い容るる能わず。」（『史記』卷一百一十八淮南衡山列伝）と歌い、文帝はそれを聞き、「天下豈に我を以て淮南王の地を貪ると為すや」と歎いたといふ。前漢時代にも、諸侯王と皇帝との関係には関心の眼が注がれていた。皇帝が諸侯王を不当に痛めつけ、強庄的な態度をとれば、王に同情心がよせられ、皇帝に非難が向けられる可能性すらあつた。

武帝の兄の子江都王建は妹徵臣と通じていたが、兄妹の祖母である魯恭王太后（景帝程姬）はそれを知り、徵臣に「國中口語籍籍たり、慎みて復た江都に至るなかれ。」（『漢書』卷五十三景十三王伝・江都王）と戒めた。諸侯王の不品行には国内から批判的な視線が向けられ、王の一族もそのことを自覺している。

前漢時代においては、このような「天下」「国中」の視線

を意識して、諸侯王の存在を政治的に利用する傾向は、後漢ほど盛んではなかつたようである。しかし前漢の場合、在地社会との直接的な結びつきがつよく、それが一定の勢力を形成していた。

諸侯王の末裔が、王国なき後も王国所在地で勢力をもつたことをうかがわれる例がある。昭帝期に昭帝の兄燕王旦が二度反乱事件をおこしたが、始元元年（前八六）の事件では「齊孝王孫劉沢」なる人物が首謀者として処刑された（『漢書』卷七昭帝紀）。齊孝王とは、悼惠王の子で文帝期から景帝期にかけて在位し、元朔二年（前一二七）、その孫厲王次昌の時にこの斉国は絶えている。にもかかわらず、四〇年後の始元元年に

（劉）沢は謀るに帰りて臨淄に兵を発し、燕王と俱に起きたんとす。（『漢書』卷六十三武五子伝・燕王）と、劉沢は斉の都臨淄を地盤として挙兵しよう計画していた。王国が絶えて時間がたつても、王の子孫は王国所在地を地盤とし、地域に一定の影響力をもつたようである。

このような根強い地域との関係を諸侯王がどのようにして作り上げたのかは知りがたいが、通婚が一定の意味をもつていたであろうことは想像できる。諸侯王自身やその子女の通

婚状況をみてみると、後漢では功臣系列候クラスのものが諸侯王女を娶つたという記事が多く、王国所在地の豪族と通婚したという例は管見では認められない。一方前漢の諸侯王の場合、在地豪族と通婚したという記事は多い。光武帝の最初の皇后郭氏は真定の「郡著姓」の出身で、生母が真定恭王女である（『後漢書』卷十皇后紀・光武郭皇后）。同じ真定宗室の女は隣郡の「鉅鹿大姓」である耿純を生んでいた。哀帝期の尚書僕射鄭崇は、祖父の代に平陵（昭帝陵邑）に徙民されたが、「本高密の大族、世よ王家と相い嫁娶」（『漢書』卷七十七鄭崇伝）していた。淮陽陽夏の人彭宣は、淮陽王女を子に娶つたことを理由に哀帝に免官された（『漢書』卷七十一彭宣伝）。宣帝期に王吉は「漢家の列侯は公主を尚し、諸侯ならば則ち国人は翁主を承す。」という風潮を批判している（『漢書』卷七十二王吉伝）。前漢の諸侯王は、女子を国内の豪族などに嫁がせることが多かつたようである。中央官僚としては好ましくないとされるむきもあつたが、地域の有力者同士として積極的に関わりをもち、姻戚関係を結んだであろう。光武帝ら春陵劉氏は、長沙王から出た列侯一族で、南陽郡の豪族となつていたが、彼らの挙兵当初の協力者には姻戚関係にあたる豪族が少なくない。前漢の諸侯王とその一

族は、在地豪族と通婚し地域に根を張り、独自の勢力を形成していた。皇帝・中央にとつては必ずしも好ましいものではないが、いったん王朝と秩序が危機に陥れば、彼らが秩序回復の中核となつたことは否定できない。

両漢交替期の各地の割拠勢力のなかで、劉氏を標榜した者は多い。長沙王系列侯の分族に劉伯升・劉秀兄弟と劉玄、城

氏に非ざれば王とせず』〔臣は劉の宗に非ず、敢て典を干さず〕（『後漢書』卷十一劉玄列伝）と反対したように、諸侯王を尊重し劉氏の血統を重んじる意識は漢代社会に広く浸透し、官僚層や豪族、儒教的教養を持つ人士だけのものではない。劉氏の血統とは、漢代の人々にとって求心力をもつカリスマであった。

このような社会通念としての劉氏の尊重、劉氏の影響力の背景には、諸侯王の存在が大きいようと思われる。すでに見たように、前漢時代においても諸侯王の動向と皇帝との関係には、「國中」や「天下」から関心のまなざしが向けられていた。王国にあって諸侯王は、近隣の有力者と通婚し、根をはつてゆきなかで、地域に影響力を持ち、劉氏・漢朝の存在感を示していたものと考えられる。

た。彼らは劉氏の血統を正統性のよりどころとして、地域に勢力を形成し、あるいは旗印として推戴された。中央の規制力が弱まり、秩序が混乱したこの時期、地方で支持をあつめた。

集団の核となつたのは、多くの場合、他でもなく劉氏の血統を標榜するものたちであった。赤眉集団が城陽景王を信仰し、その子孫にあたる劉盆子を帝位につけ、劉玄集団では綠林出身の朱鮪が異姓功臣の封王に対して「以為らく高祖の約、劉

^⑯

おわりに

以上三節にわたり、前漢中期から後漢時代の諸侯王に関する記述を取り上げ、削弱の結果、郡と同一化されたといわれる時期の諸侯王国の意義を探ってきた。

後漢時代、諸侯王国は弱小化し、中央に脅威を与えるほど

の存在ではないが、「紹封」による王国の存続・断絶の問題は、中央の政治状況に絡んで重要な案件となりえた。それは帝位継承の不安定さと外戚擅權という後漢中期以降の特有の問題が原因ではあるが、「紹封」問題が皇帝や外戚にとって政権の正当性アピールの重要な「カード」たり得たという条件あってのことである。「紹封」以外の問題をみても、国家の価値観、皇帝の温情を世に知らしめることを意識して、諸侯王には賞罰が行われていた。中央の政治的アピールの道具として諸侯王の存在が利用された背景には、諸侯王は国内では吏民から注目され、日常的に皇帝の似姿として漢朝の威儀を見せつけられる存在であったことが大きい。このような諸侯王の存在感は前漢時代にも共通する。諸侯王と皇帝の関係には関心のまなざしが向けられ、在地との関係はより強く、姻戚関係を通じて地域に根をはり、社会で求心力を持つ存在となっていた。いうまでもなく本稿で検討した前漢中期から後漢時代には、郡県が地方の行政を担い、王国・諸侯王自身は行政に出る幕はない。しかし、行政上の役割をもたないからといって、漢王朝の地方統治において諸侯王は意味を持たなかつたわけではない。諸侯王は皇帝による封建と血統をよりどころに、地方にあつて皇帝の威儀や国家の価値観を世に示し、

在地の人々と結びつき、漢朝の統治を浸透させる役割を果たしていた。このような役割はどれだけ郡県の行政機構が整備されようとも、郡県やその長吏らには代替しない。

このような意味で前漢中期から後漢時代の地方統治制度とは、あくまで郡国制なのである。この時期、郡国制が「実質は郡県制とほとんど相違するものではなくなつてきた」とは、行政機構の問題についていつた場合のことである。地方統治を国家が地方をまとめおさめることと捉え、行政機構の問題にとどまらない理解を目指すのであれば、漢代の地方統治制度が郡と王国が併置されるこの郡国制であることを意識せねばならない。

本稿の結論は以上である。最後に残されたいくつかの問題を指摘しておきたい。第一に諸侯王国の分布の地域的な偏りである。諸侯王国の存在に上記の意味を見いだすことが誤りでないのなら、王国封建を必要とした地域と、郡県行政のみで統治が実現した地域のちがいが問題になる。⁽²⁾

第二には時期的な問題である。本稿では、前漢中期以降の郡国制の意義を見いだすため、時間的な問題は棚上げして議論したが、細かくみればその状況は一様ではない。戦国の体制から秦の郡県制、曹魏以降の封建問題を視野に入れ、王の

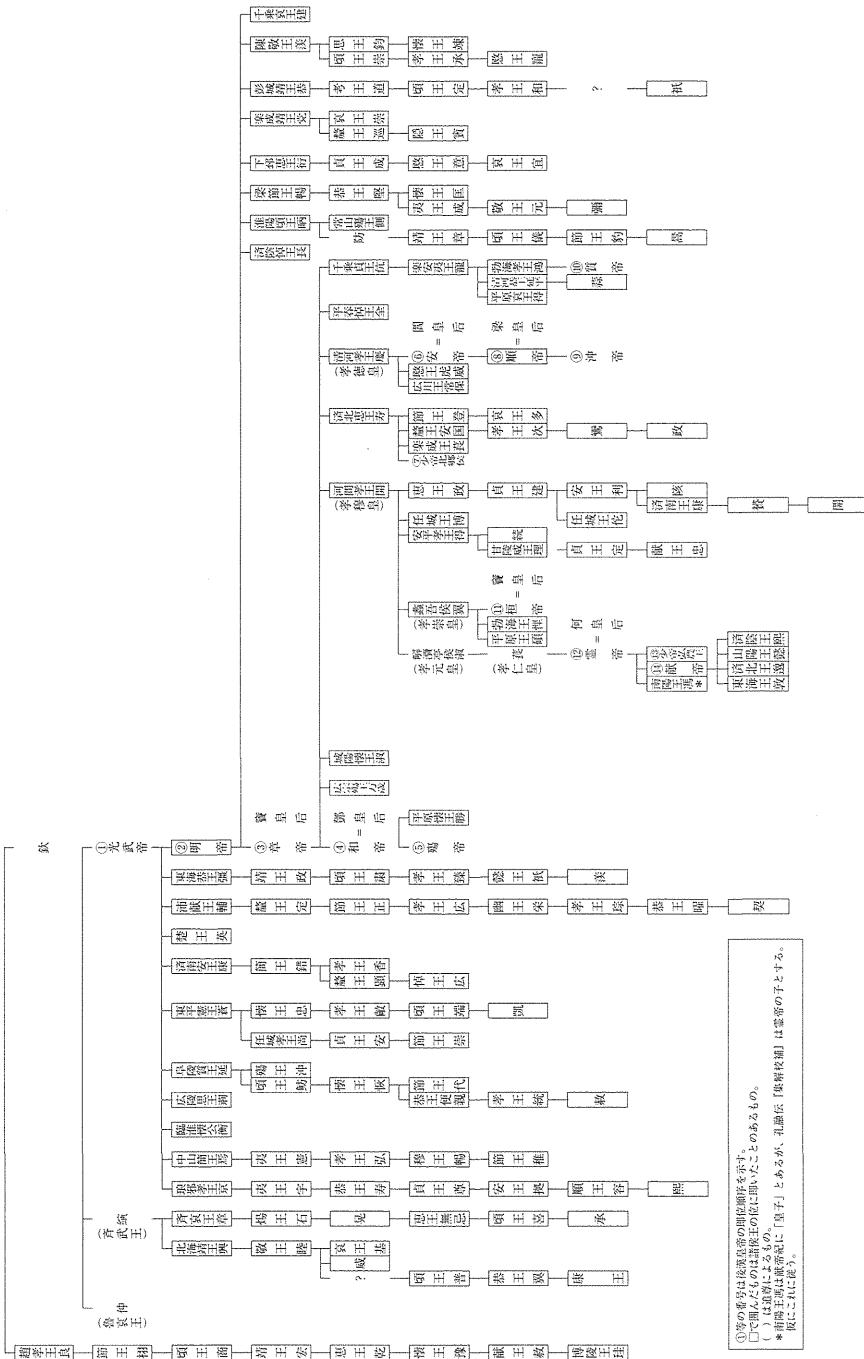
封建という体制の変遷を問う必要がある。

第三に、このような諸侯王の意義をどこまで本来的・意図的なものと見るべきか、という点である。劉邦が最初に同姓諸侯王を封建した時点で、意識されていたとはどうてい考えられない。郡国制の原点、漢初にもどり郡県と王国、統治と行政の問題を再び検討する必要がある。今後の課題としたい。

建康元	121	濟北	節王登	陽嘉四	135	15	子	嗣封					
延光元	121	安平	孝王得	元嘉元	151	30	子	河間王子	別系紹封	朮成より改名			
延光元	122	勃海	孝王鴻	建和元	147	26	子	嗣封		朮安→			
延光二	123	阜陵	懷王辰	陽嘉元	132	10	子	嗣封					
延光三	124	北海	恭王翼	永和二	137	14	子	嗣封					
延光四	125	濟陰	王保	延光四	125	2	子	安帝子	始封	→順帝			
延光四	125	陳	孝王承	?	?	?	子	嗣封			紀沒年なし		
延光四	125	梁	懷王匡	陽嘉四	135	11	子	嗣封	無子				
順帝	永建元	126	東海	孝王臻	永壽二	156	31	子	嗣封				
	永建元	126	濟南	釐王顥	永建三	128	3	兄弟	同系紹封				
	永建元	126	下邳	貞王成	永建二	127	2	子	嗣封			紀無子国除	
	永建三	128	下邳	愍王意	中平元	184	57	子	嗣封				
	永建三	128	常山	頃王儀	建康元	144	17	子	嗣封				
	永建四	129	濟南	悼王広	永興元	153	25	子	嗣封				
	永嘉元	132	河間	惠王政	永和六	141	10	子	嗣封			*伝 14 年 紀紹封記事なし	
	永嘉二	133	東平	頃王遷	光和二	179	47	子	嗣封				
	永嘉二	133	阜陵	節王代	永嘉元	145	13*	子	嗣封				
	永和元	136	梁	夷王成	延熹七	164	29	弟	同系紹封				
冲帝	永和元	136	永和三	永和元	永和三	138	3	子	嗣封			紀没年なし	
	永和三	138	北海	顯王□	?	?	子	嗣封					
	永和四	139	琅邪	安王撫	中平二	185	47	子	嗣封				
	永和四	139	濟北	敏王安國*	永嘉元	145	7	父兄弟	同系紹封			*紀安	
	永和六	141	中山	穆王陽	嘉平三	174	34	子	嗣封			紀無子国除	
	漢安元	142	齊	頃王喜	本初元	146	5	子	嗣封				
	漢安元	142	河間	貞王建	元嘉元	151	10	子	嗣封				
	永嘉元	145	沛	幽王崇	延熹七	164	20	子	嗣封				
	永嘉元	145	常山	節王豹	元嘉二	152	8	子	嗣封				
	永嘉元	145	清河	王蒜	建和元	147	3	子	嗣封	貶侯			
質帝	本初元	146	彭城	頃王定	建和三	149	4	子	嗣封				
	本初元	146	濟北	孝王次	延熹五	162	17	子	嗣封				
桓帝	建和元	147	齊	王承	?	?	子	嗣封			紀没年なし		
	建和元	147	阜陵	恭王便親*	延熹二	159	13	兄	同系紹封			*紀便	
	建和二	148	勃海	王悝	嘉平元	172	25	桓帝弟	別系紹封	途中@陶、自殺			
	建和二	148	甘陵	威王理*	嘉平元	172	25	安平王子	別系紹封	清河より改名	*靈帝紀振		
	建和二	148	平原	王頤	?	?	桓帝弟	同系紹封*	建安 11 年国除	*も平原王の父を葬るため同系紹封とみる。紀没年なし			
	和平元	150	彭城	孝王和	建安一八	213	64	子	嗣封				
	嘉平元	152	安平	王統	中平元	184	33*	子	嗣封			*伝 34 年	
	嘉平二	152	河間	安王利	光和二	179	28	子	嗣封				
	永興元	153	常山	王嵩	中平元	184	32*	子	嗣封			紀没年なし	
	永永元	153	東海	懿王祇	建安五	200	44	子	嗣封				
延熹元	延熹元	157	阜陵	孝王統	永康元	167	8	子	嗣封			*伝 13 年	
	延熹三	160	任城	王博	嘉平三	174	14*	子	河間王子	別系紹封		紀没年なし	
	延熹四	161	濟北	王鸞	?	?	子	嗣封			紀没年なし		
	延熹五	163	趙	懷王豫	?	?	子	嗣封			紀没年なし		
	延熹八	165	沛	孝王琮	?	?	子	嗣封			紀没年なし		
	延熹八	165	梁	敬王元	光和三	180	16	子	嗣封				
	延熹八	165	梁	敬王元	?	?	子	嗣封	無子	建安 11 年国除			
	延熹九	168	阜陵	王敬	?	?	子	嗣封			紀没年なし		
	延熹十	173	甘陵	貞王定	嘉平五	176	4	子	嗣封				
	延熹十	173	濟南	王康	?	?	河間王子	始封*		泰孝仁皇（靈帝父）			
靈帝	延熹十	175	任城	王佗	魏延康元	220	46	子	嗣封		→崇德侯		
	延熹十	175	中山	簡王維	?	?	河間王子	別系紹封		無子			
	延熹六	177	甘陵	獻王忠	中平六	189	13	子	嗣封		無子、建安 11 年国除		
	光和三	180	東平	王凱	魏延康元	220	41	子	嗣封		→崇德侯		
	光和三	180	河間	王陔	魏延康元	220	41	子	嗣封		→崇德侯		
	光和四	181	梁	王彌	魏延康元	220	40	子	嗣封		→崇德侯		
	一	184	下邳	袁王宜	中平元	184	—	子	嗣封		數月薨、無子、建安 11 年国除		
	中平三	189	琅邪	順王容	初平四	193	8	子	嗣封		?		
	中平六	189	陳留	王協	中平六	189	1	子	靈帝子	始封	勃海→、→獻帝		
	中平六	189	弘農	王辯	初平元	190	2	子	靈帝子	始封	廢帝、被殺		
獻帝	建安五	200	南陽	王馮	建安五	200	1	靈帝子*	始封			*靈帝皇子、孔融別姓により後に靈帝皇子とする。	
	建安六	201	東海	王羨	魏延康元	220	20	子	嗣封		→崇德侯		
	建安一	202	東平	王熙	建安二一	216	11	子	同系紹封		被誅		
	建安一三	202	濟南	王闇	魏延康元	220	13	子	嗣封		→崇德侯		
	建安一七	202	博陵	王珪	魏延康元	220	9	子	嗣封		趙→、→崇德侯		
	建安一七	212	濟陰	王熙	?	?	子	獻帝子	始封				
	建安一七	212	山陽	王懿	?	?	子	獻帝子	始封				
	建安一七	212	濟北	王遵	?	?	子	獻帝子	始封				
	建安一七	212	東海	王敦	?	?	子	獻帝子	始封				
	建安一九	214	彭城	王祇	魏延康元	220	7	孫	同系紹封		→崇德侯		
不明	?	?	濟北	王政	?	?	子	嗣封			紀没年なし		
	?	?	趙	獻王敵	建安一六	211	?	子	嗣封			紀没年なし	
	?	?	沛	王翌	?	?	子	嗣封			紀没年なし		
	?	?	陳	愍王寵	建安二	197	?	子	嗣封			紀没年なし	
	?	?	梁	諸王	建安二	202	2	子	嗣封			紀没年なし	

（西南帝）建武元年、異姓諸侯王は除く。

	始年	西曆	國名	王名	末年	西曆	在位	統柄	相続状況	備考	校勘
光武	建武二	26	齊	哀王章	建武二	26	21	光武兒子	始封	太原→	
	建武二	26	北海	靖王興	永平七	64	39	光武兒子	始封	魯→	
	建武二	26	趙	孝王良	建武一七	41	16	光武叔父	始封	廣陽→	
	建武一五	39	東海	王陽	建武一九	43	5	光武子	始封	皇太子明帝	
	建武一五	39	淮	獻王輔	元和元	84	46	光武子	始封	右翊→中山→廢	
	建武一五	39	楚	王英	永平一三	70	32	光武子	始封		
	建武一五	39	濟南	安王康	永元九	97	59	光武子	始封		
	建武一五	39	東平	憲王蒼	建初八	83	45	光武子	始封	淮陽→、一時貶侯	
	建武一五	39	阜陵	質王延	永元元	89	51	光武子	始封	山陽→、自殺	
	建武一五	39	広陵	思王荊	永平一〇	67	29	光武子	始封	無子	
明帝	建武一五	39	臨淮	懷公衡	建武一七	41	3	光武子	始封	左翊→	
	建武一五	39	中山	簡王鷗	永元二	90	52	光武子	始封		*伝 31 年
	建武一五	39	琅邪	孝王京	建初六	81	43*	光武子	始封		*紀野
	建武一八	42	趙	節王樞*	建初六	81	40	子	嗣封		*伝 18 年
	建武一九	43	東海	恭王彊	永平元	58	16	光武子	始封		
	建武二三	47	齊	煥王石	永平一三	70	24	子	嗣封		
	永平二	59	東海	靖王政	永元一四	102	44	子	嗣封		
	永平三	60	千乘	哀王建	永平四	61	2	明帝子	始封	無子	
	永平三	60	陳	敬王演	永元八一七	96	37	明帝子	嗣封	廣平→西平→	
	永平八	65	北海	敬王曉	永元八一七	74	10	子	嗣封		
章帝	永平一四	71	齊	王晃	章和元	87	17	子	嗣封	有罪貶侯	
	永平一五	72	彭城	靖王恭	元初四	117	46	明帝子	始封	(靈壽) 鉅鹿→江陵→六安→	
	永平一五	72	梁	靖王党	永元八	96	25	明帝子	始封	(重蒸) 奕成	
	永平一五	72	下邳	忠王衍	延光四	123	54	明帝子	始封		
	永平一五	72	梁	簡王鷗	永元一〇	98	27	明帝子	始封	汝南→	
	永平一五	72	淮陽	頌王朗	章和元	87	16	明帝子	始封	常山→、「未及立嗣」	
	永平一五	72	濟陰	悼王長	元和元	84	13	明帝子	始封	無子	
	永平一八	75	北海	哀王基	元和三	86	12*	子	嗣封		*伝 14 年
	建初四	79	千乘	貞王侯	永元五	93	15	章帝子	始封	其年薨、無子	
	建初四	79	平春	悼王全	建初四	79	1	章帝子	嗣封		*伝 20 年
和帝	建初七	82	趙	頌王商	永元一六	104	23	子	嗣封		
	建初七	82	琅邪	孝王宇	永元一五	103	22*	子	嗣封		
	建初七	82	諸河	孝王慶	延平元	106	25	章帝子	始封		
	元和元	84	東平	懷王忠	元和元	84	1	子	嗣封		
	元和元	84	任城	孝王向	永元一三	101	18	東平王子	始封		
	元和二	85	沛	驍王定	永元七	95	11	子	嗣封		
	元和二	85	東平	孝王敏	陽嘉元	132	48	子	嗣封		
	永元二	90	齊	忠王無忌	永和六	141	52	子	同系紹封	列侯→復王	
	永元二	90	北海	王威	永元八	96	7	兄弟	同系紹封	有罪自殺	
	永元二	90	阜陵	鴈王沖*	永元三	91	2	子	嗣封		*紀仲
紫帝	永元二	90	常山	鄧王闢	永元一四	102	13	子	同系紹封	奉淮陽王、無子	
	永元二	90	濟北	忠王壽	永寧元	120	31	章帝子	始封		
	永元二	90	河間	孝王開	永建六	131	42	章帝子	始封		
	永元二	90	城陽	懷王淑	永元六	94	5	章帝子	始封	無子	
	永和三	91	中山	禎王憲	元初五	118	28*	子	同系紹封		*伝 22 年
	永元五	93	阜陵	鴈王方茂	延光元	122	30	兄	同系紹封	其年薨、無子	*紀没年なし
	永元五	93	廣宗	鴈王方歲	永元五	93	1	章帝子	始封	千乘→	
	永元六	94	梁	安帝	建光元	121	28	子	嗣封		
	永元八	96	梁	簡王正	永初二	103	14	子	嗣封		紀没年なし
	永元九	97	陳	忠王崇	永元八	96	—	子	嗣封	二ヶ月で薨去、無子	
漢安帝	永元九	97	樂成	忠王鷗	永初五	117	21	子	同系紹封		
	永元九	97	鄧	樂成	延光元	122	30	兄	同系紹封		
	永元一〇	98	濟南	簡王鍇	永元一五	103	6	子	嗣封		
	永元一〇	99	梁	恭王堅	延光三	124	26	子	嗣封		
	永元一四	102	任城	貞王安	永寧元	120	19	子	嗣封		
	永元一五	103	東海	頌王康	延光四	123	23	子	嗣封		
	永元一五	103	常山	靖王章	永建二	127	25	兒子	同系紹封		紀紹封記事なし
	永元一六	104	濟南	孝王香	延光四	125	22	子	嗣封	無子	
	永元一六	104	琅邪	恭王宏	永寧元	120	17	子	嗣封		
	元興元	105	趙	靖王宏	元初三	116	12	子	嗣封		
漢順帝	延平元	106	平原	懷王勝	永初七	113	8	和帝子	始封	無子	
	永初元	107	北海	頌王晉	延光二	123	17	兄弟子	同系紹封		
	永初元	107	濟南	忠王威	永初三	109	3	子	嗣封	無子	
	永初元	107	廣川	王常保	永初二	108	2	安帝弟	始封	無子	
	永初四	110	沛	孝王廣	建康元	144	35	子	嗣封		
	永初四	110	濟河	恭王延平	建康元	144	35	梁安王子	別系紹封	無子	
	永初六	112	樂成	隱王資	元初六	119	8	子	嗣封	無子	
	元初元	114	平原	哀王得	元初六	119	6	梁安王子	別系紹封	無子	
	元初四	117	趙	惠王乾	延熹七	164	48	子	嗣封	無子	
	元初五	118	陳	懷王竦	元初六	119	2	子	嗣封		
漢桓帝	元初五	118	彭城	孝王道	永嘉元	145	28	子	嗣封		
	元初五	118	中山	孝王弘	永和五	140	22*	子	同系紹封		*伝 28 年
	元初六	120	陳	頌王崇	延光三	124	5	父兄弟	同系紹封	有罪貶侯	
	永寧元	120	梁	安帝	建光元	121	2	濟北王子	別系紹封	懿侯	
	永寧元	120	平原	王翼	建光元	121	2	河間王子	別系紹封	無子	
	建光元	121	任城	節王崇	元嘉元	151	31	子	嗣封		*紀道
	建光元	121	琅邪	貞王尊*	永和三	138	18	子	嗣封		



等の書名は後藤高島の贈位頒賀を示すもの。而して開んだら小説講義の危に聞いたことのあるもの。

- (1) 西嶋定生「秦漢帝国」(一九七四)。『西嶋定生東アジア史論集』二、岩波書店、二〇〇一所収) 一三五頁。
- (2) 代表的な郡国制の研究としては、鎌田重雄「漢の郡国制度」(『秦漢政治制度の研究』日本学術振興会、一九六二)、布目潮凪「吳楚七国の乱の背景」(一九五一初出)・「前漢の諸侯王に関する二三の考察」(一九五三初出、ともに『布目潮凪中国史論集 上巻』汲古書院、二〇〇三所収)、紙屋正和「前漢諸侯王国の官制—内史を中心にして—」(『九州大学東洋史論集』三、一九七四)など。
- (3) 杉村伸二「景帝中五年王国改革と国制再編」(『古代文化』五六一、一〇、二〇〇四)、「郡国制の再検討」(『日本秦漢史学会会報』六、一〇〇五)、「前漢景帝期国制転換の背景」(『東洋史研究』六七一、二〇〇八)
- (4) 阿部幸信「漢初『郡国制』再考」(『日本秦漢史学会会報』九、一〇〇八)
- (5) 増淵龍夫「歴史認識における尚古主義と現実批判—日中両国の「封建」・「郡県」論を中心にして—」(一九六九初出)、『歴史家の同時代史の考察について』岩波書店、一九八三所収)
- (6) 西嶋定生「秦漢帝国」
- (7) 前漢後半期以降、地方行政上、王国の機能は郡とほぼ同一で、国相と郡太守の職掌が同じであったことは厳耕望「中國地方行 政制度史 甲部 秦漢地方行政制度」(中央研究院歴史語言研 究所專刊之四十五A、一九九〇年版)、安作璋・熊鉄基「秦漢 官制史稿」(齊魯書社、一九八四)など。
- (8) 杉村伸二「前漢景帝期国制転換の背景」、小嶋茂松「後漢國家統治機構における州の位置—諸侯王国との関わりから 家統治機構における州の位置—諸侯王国との関わりから」(『高知大学人文科学研究』七、一〇〇〇)に詳しい。
- (9) 管見のかぎり後漢の諸侯王国に関する専論は、鎌田重雄「後漢の王国」(『秦漢政治制度の研究』日本学術振興会、一九六二)、小嶋茂松「後漢國家統治機構における州の位置の特質」のみ。政治史の方面では東晋次『後漢時代の政局と社会』第一章「前期三代の統治と郷里社会」(名古屋大学出版会、一九九五)に後漢前期の諸侯王と皇帝の関係に詳しい言及がある。
- (10) 本稿では後漢諸侯王を光武帝以下諸帝ならびに光武帝の叔父、甥を始祖とするものに限定する。建武初期には盧芳など異姓の有力者や、中山王劉茂など同姓疎族も王に封ぜられたが、これらは考察の対象とはしない。その理由は存続期間が短く、後漢の体制が整う前の一時的な措置とみるべきであり、別に検討すべきと考えるためである。鎌田重雄「後漢の王国」参照。
- (11) 『後漢書』卷五十五章帝八王伝・濟北王「和帝遵肅宗故事、兄弟皆留京師、恩寵篤密。有司請遣諸王歸藩、不忍許之、及帝崩、乃就國。」。明帝皇子章帝兄弟の就国は、「(章和二年三月)癸亥、陳王羨・彭城王恭・梁成王党・下邳王衍・梁王暢始就国。」(『後漢書』卷四孝和帝紀)と章帝の葬儀の後である。
- (12) 『後漢書』卷一下光武帝紀建武十五年三月「大司空(竇)融……等奏議曰「古者封建諸侯、以藩屏京師。……宜因盛夏吉時、定号位、以広藩輔、明親親、尊宗廟、重社稷、應古合旧、厭塞衆心。……」」
- (13) 皇帝の行幸では諸侯王との会見が重要な目的の一つであったことについては大樹敦弘「後漢時代の行幸」(『高知大学人文科学研究』七、一〇〇〇)に詳しい。
- (14) 帝紀に薨去記事が採用されていないのは二八王(全一五二王

中）。うち列伝の在位年数から没年が想定できるのは阜陵頃王

飭（延光元・一二二年薨去）と楽成哀王崇（永元八・九六年薨去）

の二名。阜陵頃王の脱落理由は不明だが、楽成哀王は列伝に「立

二月薨」とあり、「未踰年」の王であつたためと思われる。

残りの二六王は桓帝期以降に即位しており、靈帝期以降に薨

去したと考えて矛盾はない。列伝に魏への禪讓によつて「崇德

侯」となつたとあるのが任城王佗・東平王凱・河間王陔・梁王

彌・東海王羨・濟南王閑・博陵王珪・彭城王祇・沛王訥の九王。

獻帝皇子四王は列侯となつたことが獻帝紀にみえる。齊・北海・

阜陵・常山・濟北・平原の六国は建安十一年に國除されたこと

が獻帝紀にみえ、この時点までに王が薨去し、相続が行われず

に事實上消滅していたものと思われる。のこる七王は陳孝王承・

沛恭王曜の二名をのぞき、一六〇・一七〇年代に即位しており、

靈・獻の混亂期に薨去した可能性がたかい。陳孝王・沛恭王も

靈・獻期に薨去したと考えて無理はない。桓帝紀までは採用さ

れていた種類の情報が、靈帝・獻帝紀では大幅に欠落している

可能性がある。

(15) 魏晉六朝時代の封建に関する議論については、川合安「沈約

の『地方政治改革論—魏晉期の封建論と関連して—』（『中国中世

史研究 統編』京都大学学術出版会、一九九五）を参考にした。

(16) 劉知幾『史通』古今正史篇「東漢中興……復命侍中伏無邑与

諫議大夫黃景作諸王・王子・功臣・恩澤侯表、南單子・西羌伝、

地理志。」とあり、伏無忌らが「諸王表」と「王子侯表」を作

成したとある。これは『後漢書』卷二六伏湛伝「元嘉中、桓帝

復詔（伏）無忌与黃景・崔寔等共撰漢記」の撰述活動と一致す

ると思われる。桓帝期には諸侯王・諸侯王子に関する情報の整

理が行われたことを示す。前注（14）にみた『後漢書』帝紀の

諸侯王薨去記事が桓帝紀までは厳密に採録されているという事

実はこれを反映するのであろう。

(17) 牧野巽「西漢の封建相続法」（一九三二初出。『牧野巽著作集

第一卷 中国家族研究 上』御茶の水書房、一九七九所収）

(18) 小嶋茂稔「後漢國家統治機構における州の位置の特質」

(19) 鎌田重雄「後漢の王国」

(20) 前漢時代には、袁帝が成帝の皇太子となつたことにより抜けた定陶王の後を楚思王の子が、平帝が即位したことにより抜けた中山王の後を東平思王の孫が奉じた例がある（『漢書』卷八十宣元八王伝）。これが後漢の「別系紹封」の前例として利用されたものと思われる。

(21) ただし後にみると、章帝章和元年に薨去した明帝皇子の淮陽頃王炳は、嗣子をたておらず途絶えたが、すでに子があり和帝期に「紹封」が行われる。その他の王は幼少のうちに薨去しており、實際に子は存在しなかつたと考えられる。

(22) なお『後漢紀』孝和皇帝紀上ではすべて永元二年五月丙辰のこととなつてゐる。

(23) 「無子」には、淮陽頃王炳のように子があるのに嗣子をしていない、という状況も想定できるが、この二例の場合實際に子がないなかつたと考えるのが自然である。城陽王淑は永元六年（九四）、広宗王万歳は永元五年（九三）に薨去している。二王は和帝の末の二弟であり、和帝の年齢からして、薨去の時点でせいぜい十代前半と推測される。

(24) 通常先王の没年ではなく、翌年以降に「紹封」が行われ、「紹封」の行われた年が新王の元年となる。しかし、延平の場合、紀には虎威の没年中に「紹封」が行われている。列伝によれば在位年数は三十五年で、没年から逆算して永初四年を元年としたことがわかる。

(25) なお平原王得の紹封については安帝紀に記事がみえない。

(26) 『後漢書』卷五安帝紀「建光元年……三月癸巳、皇太后鄧氏崩。」

……（四月）甲子、樂成王寔有罪、廢為臨湖侯。……五月庚辰、

特進鄧隴及度遼將軍鄧遵、並以譖自殺。丙申、貶平原王翼為都

鄉侯。」

(27) 『後漢書』卷六十九竇武列伝には「（永康元年）其冬帝崩、無嗣。」

（竇）武召侍御史河間劉儻、參問其國中王子侯之賢者、儻稱解

瀆亭侯宏。武入白太后、遂徵立之、是為靈帝。」とある。桓帝

末期の時点で、少なくとも外戚竇氏は、帝位繼承者を河間王系

に限定していたようである。

(28) なお靈帝熹平三年（一七四）に河間王系から濟南王がたてら

れたが、本文でも述べたように靈帝の父で亭侯にすぎなかつた

孝仁皇のために設定された。光武帝皇子にはじまる濟南王とは

繼承関係はみとめられない。

(29) 安帝親政時期に、安帝乳母王聖の女伯榮との関係により列侯

の紹封が恣意的に行われた。このとき司徒楊震は「不稽旧制、

不合經義、行人謹諱、百姓不安」と非難している（『後漢書』

卷五十四楊震列伝）。「紹封」に皇帝の恣意が介入する可能性と

それを否とする意識がうかがわれる。

(30) 小嶋茂稔「後漢國家統治機構における州の位置の特質」、鎌

田重雄「後漢の王国」

(31) 外藩から皇帝がたてられる場合、無制限な中から選ばれてい

たわけではない。当初は章帝皇子系に、後には河間王系に限定

されてゆく。一方「別系紹封」でも特定の系統の子弟のみが王

位を「紹封」している。これは諸侯王のなかでも皇帝を出すに

ふさわしい血統が限定され、その血統にあるものをよりよい条件に置くことであるかもしれない。

(32) 『後漢書』卷四十二光武十王列伝・東海王「今增臻封五千戶、

（弟蒸鄉侯）僕五百戶、光啓王宇、以酬厥德。」

(33) 『後漢書』卷五十五章帝八王伝・濟北王「次九歲喪父、至孝。」

建和元年、梁太后下詔曰「濟北王次以幼年守藩、躬履孝道、父

沒哀惄、焦毀過礼、草虛土席、衰杖在身、頭不批沐、体生瘡腫。」

諭闈已來二十八月、自諸國有憂、未之聞也。朝廷甚嘉焉。書不

云乎「用德章厥善。」詩云「孝子不匱、永錫爾類。」今增次封

五千戶、広其土宇、以慰孝子惻隱之勞。」

(34) 『後漢書』卷四十二光武十王列伝・任城王「博有孝行、喪母

服制如禮、增封三千戶。」

(35) このほかに彭城孝王和にも「和性至孝、太夫人薨、行喪陵次、

毀瘠過礼。傳相以聞。」（『後漢書』卷五十孝明八王列伝・彭城王）

とあるが、増封の記述はみられない。

(36) 東海頃王肅（『後漢書』卷四十二光武十王列伝・東海王）と

任城節王崇（同・任城王）は財物を上納し中央から称賛された

という記事がみられるが、増封はされていない。

(37) 『後漢書』孝章皇帝紀ト卷第十一にも「（章和元年）秋七月、

齊王晃坐事母不孝、貶為蕪湖侯。」とある。

(38) 趙惠王乾「趙相奏乾居父喪私婢小妻、又白衣出司馬門、坐削

中丘縣。」（『後漢書』卷十四宗室四王三侯列伝・趙王）

(39) 東海靖王政（後中山簡王薨、政詣中山会葬、私取簡王姬徐妃、

又盜迎接庭出女。豫州刺史魯相奏請誅政、有詔削薛縣。」（『後

漢書』卷四十二光武十王列伝・東海王）、陳思王鈞（後鈞取掖

庭出女李嬌為小妻、復坐削罰、宜祿、扶溝三県。」（『後漢書』

卷五十孝明八王列伝・陳王）、樂成靖王黨「有故掖庭技人袁置、

嫁為男子章初妻、黨召袁置入宮与通、初欲上書告之、黨恐懼、

乃密賂袁置姑焦使殺初。事發覺、黨乃縊殺內侍三人、以絕口語。

又取故中山簡王傅婢李羽生為小妻。永元七年、國相舉奏之。和

帝詔削東光、鄒二縣。」（『後漢書』卷五十孝明八王列伝・樂成王）。

濟南簡王錯は告發されたが処分はされなかつた。「錯為太子時、

愛（安王）康鼓吹妓女宋閨、使医張尊招之不得、錯怒、自以劍

刺殺尊。國相舉奏、有詔勿案。」（後漢書）卷四十二光武十王

列伝・濟南王）

（40）彭城靖王恭元初三年、恭以事怒子輔、輔自殺。國相趙牧以狀上、因誣奏恭祠祀惡言、大逆不道。」（後漢書）卷五十孝明八王列伝・彭城王）

（41）下邳惠王衍「衍後病荒忽、而太子卬有罪廢、諸姪爭欲立子為嗣、連上書相告言。和帝憐之、使彭城靖王恭至下邳正其嫡庶、立子成為太子。」（後漢書）卷五十孝明八王列伝・下邳王）

（42）沛孝王広「有固疾。安帝詔広祖母周領王家事。」（後漢書）卷四十二光武十王列伝・沛王）平原王碩「碩嗜酒、多過失、（桓）帝令馬貴人（蠡吾侯翼夫人）領王家事。」（後漢書）卷五十五章帝八王伝・河間王）

（43）ほかに『東觀漢記』「沛獻王輔、性好經書、論集経伝図識、作五經通論。奉蕃以至沒、遵履法度、未嘗犯禁、稱為賢王。」（初學記）卷第十王第五所引）、「後漢紀孝章皇帝紀下」（元和元年六月辛酉、沛王輔薨、諡曰獻王。輔好經書、矜嚴有法度、在國終始可觀、稱為賢王。」とある。

（44）諸侯王の車について『統漢書』興服志上「皇子為王、錫以乘之、故曰王青蓋車。」の注に「魏武帝令問東平王『有金路何意、為是特賜非』。侍中鄭称対曰『天子五路、金以封同姓、諸侯得乘金路、與天子同。此自得有、非特賜也。』」とみえる。『統漢書』興服志の性質については阿部幸信「後漢車制考」（読『統漢書』興服志劄記・その一）（史艸）四七二〇〇六）

（45）『後漢書』卷一下光武帝紀「（建武）二十八年春正月己巳、徙魯王興為北海王、以魯國益東海。賜東海王彊虎賁・旄頭・鍾庚之策。」

（46）東海恭王以外にも、東平憲王蒼（後漢書）卷四十二光武十王列伝・濟南王）にも同様の殊礼がとられた。

王列伝・東平王）、清河孝王慶（後漢書）卷五十五章帝八王伝・清河王）にも同様の殊礼がとられた。

（47）『後漢書』明帝紀永平元年五月「戊寅、東海王彊薨、遣司空馮飭持節視喪事、賜升龍旒頭・鑾輶・龍旂。」注「……唯天子用之、今特賜以葬。」

（48）安帝以降は「自永初已後、戎狄叛乱、國用不足、始封王薨、減賄錢為千万・布万匹。嗣王薨五百萬・布五千匹。」（後漢書）卷五十五章帝八王伝・濟北王）と減額されたが、維持はされた。太后及憲等、東海出也、故陸於焉而重於礼、加賄錢一億。詔濟南東海二王皆会。大為修冢塋、開神道、平夷吏人家墓以千數、作者万余人。發常山・鉅鹿・涿郡柏黃腸雜木、三郡不能備、復調余州郡工徒及送致者數十人。凡徵發搖動六州十八郡、制度余國莫及。」（後漢書）卷四十二光武十王列伝・中山王）と実権を握る竇氏との縁故ゆえに大がかりな葬礼と大規模な陵墓が営まれた。これは通常の規模ではないが、諸侯王の陵墓の造営が王国内だけで完結せず、中央の意図が介入したことがうかがわれる。

（50）『後漢書』卷七十一皇甫崇列伝「中平元年大方馬元義等先收荆揚數万人、期会發於鄴。元義數往来京師、以中常侍封謂・徐奉等為内応、約以三月五日内外俱起。」

（51）列伝中に黄巾に危害を加えられたことがみられるのは、安平王統・下邳愍王意・常山王嵩（後漢書）卷五十孝明八王列伝）、甘陵獻王忠父子・濟南王賛（後漢書）卷五十五章帝八王伝）。

（52）『後漢書』卷六十三李固列伝

（53）注の引く謝承書に「東海恭王之後」とある。光武皇子東海恭王彊の末裔である。

（54）木村正雄「劉永集團の形成と展開」（一九六九初出。『中國古

代農民叛乱の研究』東京大学出版会、一九七九所収)

(55) たとえば本文でも検討した「孝」に関連する顕彰についていえば前漢ではわざか一件。哀帝綏和二年「河間王良、費太后三年、為宗室儀表、益封万户。」(『漢書』卷十一「哀帝紀」、卷五十三「景十三王伝・河間王にもほほ同文」)のみである。

(56) 他に王莽の執政期には、代王の子孫を広宗王に、梁王の子孫を梁王に(各『漢書』卷四十七「文三王伝」)、広川王の子孫を広徳王に(『漢書』卷五十三「景十三王伝・広川王」)、東平王の子孫を中山王と東平王に(『漢書』卷八十九「元六王伝・東平王」)たててている。

(57) 『漢書』卷七十二「王吉列伝」(王駿)遷諫大夫、使責淮陽憲王。

遷趙內史。(王)吉坐昌邑王被刑後、戒子孫母為王國吏。故駿道病、免官帰。』

(58) たとえば武帝は江都王建・膠西子王端(『史記』卷五十九「五宗世家」)に対して「不忍」、昭帝始元元年の事件でも燕王旦には「有詔弗治」、宣帝は廣陵王胥の子弟に「天子加恩、赦王諸子皆為庶人。」(ともに『漢書』卷六十三「武五子伝」という態度をとっている。

(59) 「尊立衛皇后及燕王定國陰事、(主父)偃有功焉。」(『漢書』卷六十四上「主父偃伝」)

(60) 『漢書』卷六十四上「主父偃伝」では「齊王自殺無後、國除為郡、入漢、偃本首惡、非誅偃無以謝天下。」とある。

(61) 『公羊伝』にみられる「親親」の尊重は、漢代の皇帝の諸侯王への処罰の甘さと通じるものがある。日原利国『春秋公羊伝の研究』(四「人倫道德」(創文社、一九七六)参照。

(62) 『史記』卷五十九「五宗世家・趙王、『漢書』卷四十五「江充伝」の研究(四「人倫道德」(創文社、一九七六)参照。

(63) 前掲注(55)参照。

(64) 東海恭王彊の女沘陽公主は賛融の孫寶勲に(『後漢書』卷二十三「竇融列伝」)、楚王英の女敬卿公主は樊宏の孫樊賞に(『後漢書』卷三十二「樊宏列伝」)嫁いだ。また耿弇の弟耿舒の孫女は清河王妃である。勃海王悝の妃宋氏は章帝宋貴人・靈帝宋皇后の同族で扶風平陵の人(『後漢書』卷十「皇后紀」・靈帝宋皇后、卷五十五「章帝八王伝・清河王」)。宋氏は功臣系列侯ではないが、王國の所在地とは関わりのない名門との通婚の例である。

(65) 管見のかぎり、中央の官僚・列侯との通婚の事例は、前期呂后期に呂氏女が諸侯王妃になつたのを除けば、景帝期に王皇后の異父同母弟武安侯田蚡が燕王女を娶つたという例のみ(『史記』卷一百七「武安侯列伝」)。

(66) 『後漢書』卷十一「耿純列伝」以(耿)純真定宗室之出。

(67) 哀帝は彭宣に対し「朕唯將軍任漢將之重、而子又前取淮陽王女、婚姻不絕、非國之制。」と言つてゐる(『漢書』卷七十一「彭宣伝」)。

(68) 宇都宮清吉「劉秀と南陽」(一九五四初出)、『漢代社会経済史研究』弘文堂、一九五五所収)

(69) 南陽宛李氏(李通・光武妹)『後漢書』卷十五「李通列伝」、南陽新野來氏(來仲・光武祖姑)『後漢書』卷十五「來歙列伝」、南陽新野鄧氏(鄧晨・光武姉)『後漢書』卷十五「鄧晨列伝」、南陽湖陽樊氏(劉欽・樊重女・樊宏・劉賜妹・劉弘・樊氏)『後漢書』卷十四「宗室四王列伝」、卷三十二「樊宏列伝」

(70) 志田不動磨「赤眉の賊と漢城陽景王祠との関係」(『歴史教育』五十六、一九三〇)

(71) 『後漢紀』光武皇帝紀卷第二にも「(更始二年二月)李松・趙萌説更始宜立諸功臣為王、以報其功、朱鮑以為高祖之約、非劉氏不得王。」とある。

(72) 西嶋定生「秦漢帝国」

(73) いわゆる「関東」に王国がおかれた点からすれば、以下の論

考などで考察されている戦国以来の地域性が注目される。大槻敦弘「漢代三輔制度の形成」（『中国礼法と日本律令制』東方書店、一九九二）。藤田勝久「秦漢帝国の成立と秦・楚の社会―包山楚簡と張家山漢簡から―」（二〇〇三初出。『中国古代国家と郡県社会』汲古書院 二〇〇五所収）

（ひふだ さわい）岐阜聖徳学園大学非常勤講師